

国民健康保険加入のみなさんへ 確定申告で医療費控除をする前に高額療養費の申請を

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

市では、米原市国民健康保険加入者で1か月にかけた医療費が高額になった人に対し「高額療養費」として自己負担限度額を超えた分の払い戻しを行っています。

高額療養費の支給申請には医療機関から発行される領収書の原本が必要となりますので、11月と12月にかけた医療費が高額になったと思われる人は、確定申告の医療費控除で領収書を提出する前に、保険課または市役所各庁舎窓口で申請をしてください。

1か月の自己負担限度額は年齢や世帯の住民税の課税状況によって異なります

70歳未満の人

区 分		自己負担限度額
住民税課税世帯	所得901万円超	252,600円+ア ア=(1か月にかけた医療費-842,000円)×1%
	所得600万円超 ~901万円以下	167,400円+イ イ=(1か月にかけた医療費-558,000円)×1%
	所得210万円超 ~600万円以下	80,100円+ウ ウ=(1か月にかけた医療費-267,000円)×1%
	所得210万円以下	57,600円
住民税非課税世帯		35,400円

※自己負担限度額は、1か月ごと、医療機関ごとに計算します

※同じ医療機関でも、入院と外来、内科と歯科は別に計算します

70歳以上の人(後期高齢者医療制度対象者を除く)

区 分	外来の自己負担限度額	外来+入院の自己負担限度額	
住民税課税世帯	現役並み 所得者 ※1	44,400円	80,100円+A A=(1か月にかけた医療費-267,000円)×1%
	一 般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	Ⅱ ※2	8,000円	24,600円
	Ⅰ ※3		15,000円

※1…同一世帯に一定の所得(課税所得が145万円)以上の70歳以上の国保加入者がいる人

※2…住民税非課税世帯の人 ※3…住民税非課税世帯の人で、世帯員の所得が一定基準に満たない人

申請に必要なもの

- ・高額になったと思われる月の領収書
- ・振込を希望する口座等がわかるもの
- ・印かん

スイッチOTC医薬品の医療費控除制度が始まります

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

健康的な生活習慣を身につけるとともに、医療用医薬品からの代替を進める観点から、対象となる医薬品(スイッチOTC医薬品)を購入した人への新しい減税制度が平成29年1月から始まります。これは、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、対象となる医薬品を年間12,000円を超えて支払った場合、そのうち12,000円を超える額(その額が88,000円を超える場合は、88,000円が上限)を所得控除できる制度です。

対象者

特定健康診査、予防接種、
定期健康診断(事業主健診)、健康診査、
がん検診のいずれかを受けている人

対象となる薬効の例

かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、
水虫・たむし用薬、
肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬 など
※すべてが対象となるわけではありません。

詳しくは、厚生労働省の
ウェブサイトをご覧ください！



*控除を受けるには対象商品等の記入があるレシートや、検診を受けたことを明らかにする書類等が必要となります。
*この控除を受ける場合は、従来の医療費控除を受けることができません。

年金受給者のみなさんへ

公的年金等の「源泉徴収票」は確定申告に必要です

問 日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1116

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象になっています。そのため、老齢年金を受けている人には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月中旬に送付されます。「源泉徴収票」は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

*紛失した場合でも再発行できます。お近くの年金事務所または年金相談センターにお問い合わせください。

*「障害年金」や「遺族年金」は、課税の対象となっていないため、源泉徴収票は送付されません。

長浜税務署から確定申告のお知らせ

問 長浜税務署 個人課税部門 ☎0749-62-6144

		日 時	場 所	内 容
所得税・消費税の 決算・確定申告説明会		2月3日(金) 13時30分～16時	長浜市役所 1階 多目的ルーム	確定申告書や青色申告決算書・収支内訳書の記載 方法等について説明します。 * 確定申告書の受付や個別相談は行いません。
サラリーマンや 年金受給者のための 還付申告会場		2月7日(火)～9日(木) 9時30分～11時30分 13時～15時30分		年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等 特別控除および中途退職者についての還付申告会場を 開設します。 * 相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得の相談は行いません。 * 電話でのお問い合わせは、長浜税務署に電話していただいた後、 アナウンスに従い電話機を操作してください。
確定 申告書 作成会場	所得税・復興 特別所得税	2月16日(木)～3月15日(水) 平日9時～17時	長浜税務署	* 相談受付は16時までです。混雑状況によって、相談受付を早めに 締め切る場合があります。 * 申告期限前は、大変混雑が予想されますので、申告は早めに お済ませください。
	贈与税	2月1日(水)～3月15日(水) 平日9時～17時		* 相続税の相談は事前予約制です。面接日時等を、 資産税担当(☎0749-62-6186)へ事前に予約してください。

ご利用ください！
国税庁ウェブサイト
「確定申告書等作成コーナー」



申告書を印刷して、
郵送等で提出すれば混雑した
会場に出向く必要が
ありません！

源泉所得税の納付は、
電子納税が近くの金融機関へ！

源泉所得税の納付は、簡単な手続きで
利用できるダイレクト納付が便利です。

納税証明書の取得は、
e-Taxを使ったオンライン請求を！

納税証明書のオンライン請求を利用すると短時間で
受け取ることができるほか、交付手数料も安くなります。

問 長浜税務署 管理運営部門 ☎0749-62-6144

ワンポイント手話

問 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎55-8102 FAX 55-8130

筆談を頑張る姿にありがとう

加齢により聞こえにくくなると「聞こえないから仕方
ない」とあきらめていませんか？

「ちょっと書いて」と紙とペン
を出してみませんか？

紙とペンを渡されたら、要
点を簡潔に書き、一緒に確
認して最後に「わかった？」と
表情で聞いてみましょう。



今月の手話 「書く」 出典：日本語-手話辞典

左手のひらに
右手の親指と人差し指で
縦に書くようにする



障がい者控除対象者認定書の 申請

問 市 社会福祉課(山東庁舎)
☎ 55-8102 FAX 55-8130

確定申告等で障がい者控除を受けるには、原則障害
者手帳などの交付を受けている必要がありますが、そ
の他、市が発行する「障がい者控除対象者認定書」の交
付を受ければ、次の対象者は控除を受けることができ
ます。

対象者 *介護保険認定調査票で、各状態が読み取れることが条件

	特別障がい者	普通障がい者
介護保険 認定調査票	重度の認知症 (Ⅳ・Ⅲ)	中度の認知症 (Ⅱ・Ⅰ)
	6か月以上の寝たきり (Ⅱ・Ⅰ)	

！ 下記の手帳を所持する人は、確定申告時に各手
帳を提示すると「障がい者控除」対象者と認められ
るため「障がい者控除対象者認定書」は不要です。

	特別障がい者	普通障がい者
身体障害者手帳	1級・2級	3級～6級
療育手帳	A1・A2	B1・B2
精神障害者 保健福祉手帳	1級	2級・3級

南川住宅団地で新しい生活を始めませんか

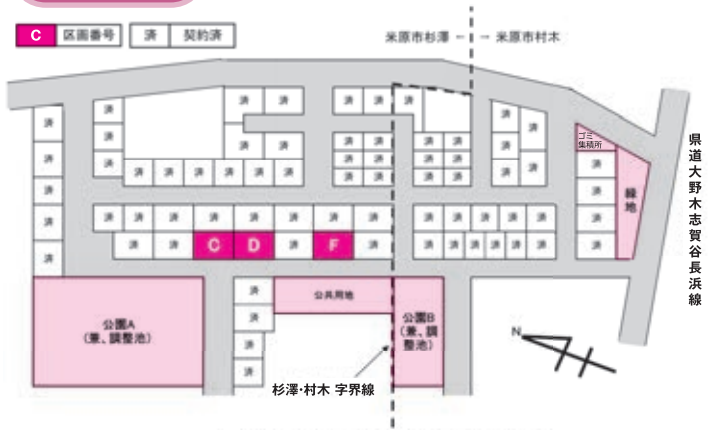
問 市 伊吹自治振興課(伊吹庁舎) ☎58-2221 FAX 58-1630

杉澤・村木地先の南川住宅団地を広く分譲しています。南向きで明るく開けた立地条件、通勤通学など利便性にも優れています。

豊かな自然を愛する人、アウトドアライフを楽しみたい人など新しい生活スタイルをこの地で始めませんか。残り3区画です。詳しくは伊吹自治振興課へお問い合わせください。



区画図面



※この案内図は区画の配置を示したものであり、この案内図の区画の大きさと実際の区画面積とは違います。



団地概要

- **所在地** 杉澤 ● **自治会** 南川自治会
- **区画数** 全72区画のうち3区画 ● **地目** 宅地
- **用途地域** 指定なし ● **建ぺい率** 70% ● **容積率** 200%
- **設備** 電気…関西電力(株) ガス…個別プロパン対応
水道…米原市上水道 下水施設…公共下水道
その他…公園、消火栓、防火水槽、ゴミ集積所有り

分譲価格

号地	宅地面積		売買代金 (円)
	m ²	約坪数	
C	377.19	114	10,226,000
D	377.19	114	10,185,000
F	377.19	114	10,185,000

米原市景観審議会の市民委員を募集します

米原市景観審議会とは、米原市景観条例の規定に基づき設置される審議会であり、市の景観形成に関する事項を調査審議する機関です。

景観のもつ多面的な価値を認識しつつ、経済の活性化を促し、郷土をより豊かな生活の場とするため、市の景観形成施策について広く意見をお聞きし、審議いただく、米原市景観審議会の市民委員を募集します。

募集人数 3人以内

任期 委嘱の日から2年間

応募資格 市内在住、在勤、在学の満20歳以上の人で、平日の昼間に開催する審議会に出席できる人。

※市の他の審議会等の委員に2以上就いていない人

募集期間 1月16日(月)～30日(月)

応募方法 ・ 応募用紙に必要事項を記入し、応募動機(400字程度)を添えて、持参、郵送またはメールで下記へ。

・ 応募用紙は都市計画課、各庁舎窓口に設置のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

**お問い合わせ
・
応募先**

〒521-8601 米原市顔戸488番地3
市 都市計画課(近江庁舎)

☎52-6926 FAX 52-8790

✉ toshi@city.maibara.lg.jp

堆肥「ゆめいぶき」を予約販売します

問 市 環境保全課(伊吹庁舎) ☎58-2230 ファク 58-1630

家庭から排出された生ごみや牛ふんなどを原料とした堆肥「ゆめいぶき」を予約販売します。
次のいずれかの方法でお申し込みください。

● 予約方法

- ①環境保全課(☎58-2230)へ電話で申し込む
- ②環境保全課(伊吹庁舎)の窓口で直接申し込む

*①の電話予約は、この電話番号のみの受付です。
他の電話番号、ファクスでの予約は受付できません。

● 予約受付日

2月2日(木)～10日(金)

- *土日を除く8時30分～17時15分
- *この堆肥は、毎回好評をいただいていますので、早めにご予約ください。

● 堆肥販売日

3月3日(金)～9日(木)

- *平日のみの販売で、支払方法は現金のみです。
- *期間を過ぎた場合は、キャンセル扱いとします。

● 受取場所

- 袋詰20袋まで 市役所各庁舎
平日8時30分～17時15分
- 上記以外 コンポストーション息吹(藤川153)
平日9時10分～15時40分



販売する堆肥

3種類の堆肥を販売します。成分や原料を参考に予約してください。

	堆肥の種類	窒素 (%)	りん酸 (%)	加里 (%)	主原料	販売量 (予定)	価格
袋詰	ゆめいぶき 1号	2.0	2.8	3.2	生ごみ 牛ふん	3000袋	1袋 (7kg入り) 200円
	ゆめいぶき 2号	2.5	3.6	1.9	農業集落 排水汚泥	1000袋	
	ゆめいぶき 3号	1.7	2.8	3.5	牛ふん	1000袋	
バラ	ゆめいぶき 2号	2.5	3.6	1.9	農業集落 排水汚泥	100袋	10kg あたり 100円
	ゆめいぶき 3号	1.7	2.8	3.5	牛ふん	100袋	

「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」を募集します

農業委員会法が改正されたことに伴い、「農業委員」および「農地利用最適化推進委員」を次のとおり募集します。
「農業委員」には、主に農地の権利移動や転用に係る許認可等の業務、「農地利用最適化推進委員」には、主に担当する区域における農地等の最適化の推進に関する業務を行っていただきます。

募集人数 米原市農業委員 19人

米原市農地利用最適化推進委員 22人(区域別に定数を定めています)

募集期間 2月1日(水)～28日(火)

応募方法 所定の応募用紙に必要事項を記入の上、「農業委員」は農政課に、「農地利用最適化推進委員」は農業委員会事務局に郵送または持参で提出してください。

募集要項と応募用紙は、農政課・農業委員会事務局・各庁舎窓口・

各行政サービスセンターに設置しているほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



お問い合わせ
・
応募先

「農業委員」に関すること
〒521-0392 米原市春照490番地1
市 農政課(伊吹庁舎)
☎58-2228 ファク 58-1719

「農地利用最適化推進委員」に関すること
〒521-0392 米原市春照490番地1
市 農業委員会事務局(伊吹庁舎)
☎58-2226 ファク 58-1197

募集に関する詳細は
募集要項や
市公式ウェブサイト
をご覧ください。